

○建築基準の改正について

- 1) 石綿（アスベスト）及び石綿含有吹付けロックウールの使用禁止。
- 2) 増改築、大規模修繕・模様替えの際、原則、石綿（アスベスト）**除去の義務付け**。
- 3) (改正法施行前の面積の1/2未満の増改築、大規模修繕・模様替えにおいては、封じ込めや囲い込みの措置を許容。) 報告聴取や立入検査、石綿の飛散のおそれのある場合の勧告、命令。
- 4) 定期調査報告に石綿に関する項目が追加され、石綿の有無に関する調査状況についても閲覧対象化。
※ 工作物についても、石綿に関して建築物同様の規制が適用。

○労働安全衛生法・石綿障害予防規則（石綿則）

- 1) 石綿及び石綿を重量比 0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用の禁止。
(平成18年9月1日改正・施行)
- 2) 石綿の除去・封じ込め・囲い込み作業の際の作業基準、届出。

○大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）

建築物の解体等の作業前の石綿の濃度測定などの事前調査や届出。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

石綿を含む吹付け材、保温材、石綿を含む成形板等の取扱い、処理等。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建築物等の解体工事等の届出。（届出の際に石綿の付着の有無の記載要）

○各法令の規則対象アスベスト含有建材

		建築基準法	労働安全衛生法・石綿則	大気汚染防止法、生活環境保全条例	廃棄物処理法
レベル1	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として規制)
	ひる石・パーライト吹き付け				
レベル2	保温材等				
レベル3	成形板等			規制対象 (生活環境保全条例のみ)	規制対象 (石綿含有産業廃棄物として規制)

○各法令の取扱いの違い等

	建築基準法	労働安全衛生法・石綿則	大気汚染防止法、生活環境保全条例	廃棄物処理法
作業基準	×	○	○	○ (保管基準、処理基準等)
大気中の濃度基準	×	×	○ (敷地境界基準)	×
届出	×	○	○	×
その他	増改築時の石綿の除去等の義務付け等	石綿を含有する物の製造、輸入、譲渡、提供、使用禁止等	建築物解体時等の事前調査及び表示等	産業廃棄物管理責任者等の選任、マニフェストの交付等

○：規定あり ×：規定なし

豆知識
(用語の定義)

- ・レベル1 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「吹き付けアスベスト」解体時に飛散するおそれが大きい
- ・レベル2 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「保温材」「耐火被覆板」「断熱材」など
- ・レベル3 石綿則に基づくマニュアル(建災防)が定めている分類で「成形板」サイディング、スレート、など